

# 足立区特定子ども・子育て支援施設

## 指導検査基準

令和8年4月1日適用

(東京都認証保育所用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

## 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	内 容
C	文書指摘	<p>子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)関係法令等及び「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等、文書指摘とせずに至らない場合は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>支援法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p>
A	助 言	<p>「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。</p>

# 運 營 管 理 編

## 目 次

1 施設等利用給付認定保護者に関する区市町村への通知	1
2 基本方針及び組織	
(1) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1
(2) 秘密保持等	1
(3) 職員及び設備に関する諸記録	1
(4) 記録の保管	1
(5) 電磁的記録等	2
3 人間性及び専門性の向上が図られていること	3
4 健康診断	3
5 医薬品の整備	3
6 安全対策	4
7 自動車を運行する場合の所在の確認	4

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
3	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
4	昭和47年6月8日法律第57条「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
5	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
6	昭和57年6月15日56福児母第990号認可外保育施設に対する指導監督要綱別表1(第3条関係)「認可外保育施設指導監督基準」	指導監督基準
7	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱



認証保育所 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 施設等利用給付認定保護者に関する区市町村への通知	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとしたときは区に通知しているか。	(1) 区運営基準条例第58条	(1) 区へ通知をしていない。	C
2 基本方針及び組織 (1) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的な取扱いをしていないか。	(1) 区運営基準条例第59条	(1) 差別的な取り扱いや、信条等を強制している。	C
(2) 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書又は区運営基準条例第62条第1項に規定する電磁的記録(以下「電磁的記録」という。)により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 正当な理由があった場合を除き、職員であった者を含めて、施設が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  <必要な措置の例> 規程の整備、雇用時の取り決めなど。  1 あらかじめ文書又は電磁的記録により子どもの保護者の同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第60条1、2  (1) 区運営基準条例第60条3 (2) 区運営基準条例第62条1	(1) 秘密が漏れることがないよう必要な措置を講じていない。  (1) あらかじめ文書又は電磁的記録による同意を得ていない。  (2) 同意の取得が不十分である。	C  C B
(3) 職員及び設備に関する諸記録	特定子ども・子育て支援提供者は、職員及び設備に関する諸記録を整備しておかなければならない。 <b>【諸記録の例】</b> 職員:雇用契約書、職員履歴書、資格証明書、出勤簿 職員健康診断記録 設備:建物の平面図、防災訓練の記録、防火管理者選任届出 消防計画届出	1 備えておくべき記録が整備されているか。	(1) 区運営基準条例第61条1 (2) 指導監督基準9 (3) 実施要綱12(4)、別紙2	(1) 備えておくべき記録が整備されていない。  (2) 備えておくべき記録の整備が不十分である。	C B
(4) 記録の保管	特定子ども・子育て支援提供者は、区運営基準条例第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び区運営基準条例第58条の規定による区市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 区運営基準条例第54条の規定による提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容の記録、及び区運営基準条例第58条の規定による区へ通知した記録を整備し保存しているか。	(1) 区運営基準条例第61条2	(1) 記録が保存されていない。	C

認証保育所 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 電磁的記録等	<p>特定地域型保育事業者は記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。(区運営基準条例第62条1)</p> <p>特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、区運営基準条例第62条第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子処理情報組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1)電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの                      ア 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。                      イ 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2)電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法(区運営基準条例第62条2)</p>				

認証保育所 運営管理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>1 区運営基準条例第62条第2項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、区運営基準条例第62条第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1)区運営基準条例第62条第2項各号に規定する方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの (2)ファイルへの記録の方式</p> <p>3 区運営基準条例第62条第4項の規定による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び2の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 ファイルへ記録を出力し、文書を作成することができるか。</p> <p>1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示しているか。</p> <p>2 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ているか。</p> <p>1 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったときは、記載事項の提供又は同意の取得を電磁的方法ではなく、書面により行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第62条3、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条5、6</p>	<p>(1) 電磁的方法により記載事項を交付又は同意を得ようとする場合に、利用申込者がファイルへ記録を出力できない。</p> <p>(1) 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示していない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったにもかかわらず、記載事項の提供又は同意の取得を書面ではなく電磁的方法で行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
3 人間性及び専門性の向上が図られていること	保育に従事する者が保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。	<p>1 人間性及び専門性の向上が図られているか。</p> <p>例:園内研修、外部研修など</p>	(1) 支援法施行規則第1条1二(7)	(1) 人間性及び専門性の向上への取り組みが不十分である。	A
4 健康診断	<p>職員の健康診断が採用時及び一年に一回実施されていること。</p> <p>※雇入時健康診断項目</p> <p>① 既往歴・業務歴、自覚症状・他覚症状、血圧、尿検査</p> <p>② 身長、体重、視力、聴力</p> <p>③ 腹囲、胸部X線、貧血(血色素量・赤血球数)、肝機能AST(GOT)、ALT(GPT)、<math>\gamma</math>-GT(<math>\gamma</math>-GTP)、血中脂質(LDLコレステロール)、(HDLコレステロール)中性脂肪(血清トリグリセライド)、血糖(HbA1cでも可)、心電図</p>	1 健康診断を適切に実施しているか。	<p>(1) 支援法施行規則第1条1へ(4)</p> <p>(2) 労働安全衛生法第66条</p> <p>(3) 労働安全衛生規則第43条～第45条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。</p> <p>(2) 健康診断の未受診者がいる。</p> <p>(3) 健康診断の実施方法、周期、項目が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
5 医薬品の整備	必要な医薬品その他の医療品が備えられていること。	1 必要な医薬品等が備えられているか。	(1) 支援法施行規則第1条1へ(6)	(1) 必要な医薬品等が備えられていない。	C

認証保育所 運営管理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
6 安全対策	<p>1 施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。</p> <p>2 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていること。 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、訓練が実施されていること。</p> <p>3 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。</p>	<p>1 安全計画を策定しているか。</p> <p>2 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 安全計画に定める研修及び訓練を実施しているか。</p> <p>1 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1条1へ(11)、(15)</p> <p>(1) 支援法施行規則第1条1へ(12)、(18)</p> <p>(1) 支援法施行規則第1条1へ(13)</p>	<p>(1) 安全計画を策定していない。</p> <p>(2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。</p> <p>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
7 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>小学校就学前子どもの送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に小学校就学前子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)が日常的に運行されるときは、当該自動車にブザーその他の車内の小学校就学前子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて支援法施行規則第1条第1項へ第16号に定める所在の確認(小学校就学前子どもの降車の際に限る。)が行われていること。</p>	<p>1 子どもの所在の見落としを防止する装置を用いて、降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1条1へ(17)</p>	<p>(1) 子どもの所在見落としを防止する装置を用いて、降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C</p>

# 保 育 内 容 編

## 目 次

1 保育の状況	
(1) 保育内容 .....	1
(2) 人権の尊重 .....	1
(3) 整備すべき帳簿 .....	2
(4) 保護者とのコミュニケーション .....	2
2 食事の提供の状況	
(1) 献立の作成業務 .....	3
(2) 食事の提供 .....	3
(3) 衛生管理 .....	4
3 健康・安全の状況	
(1) 児童健康診断 .....	5
(2) 健康状態の把握 .....	5
(3) 虐待等への対応 .....	5
(4) 感染症 .....	6
(5) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 .....	6
(6) 子どもの安全確保 .....	6
(7) 事故発生時の対応 .....	8

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
3	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
4	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
5	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
6	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
7	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
8	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における『食事摂取基準』を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
9	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
10	平成29年6月16日生食発0616第1号「『大量調理施設衛生管理マニュアル』の改正について」	生食発0616第1号通知
11	平成17年2月22日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
12	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
13	令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679通知
14	令和7年3月21日こ成安第45号、6教参学第52号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第45号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
15	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号通知
16	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱
17	平成16年1月22日福子推第1032号「東京都認証保育所事業実施細目」	実施細目
18	令和7年10月27日7福祉子保第2951号「保育所等における虐待等通報・相談について」	7福祉子保第2951号通知
19	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について」	5福祉子保第3004号通知
20	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号通知
21	令和5年12月1日5足教子指発第1276号「腸内細菌結果(検便)陽性判明時の対応について」	5足教子指発第1276通知
22	令和6年9月17日6足教子指発第774号「土・日・祝日、開庁時間外の腸内細菌検査(検便)陽性判明時の対応について」	6足教子指発第774号通知
23	令和6年11月26日6足教子指発第1056号「感染症発生時の報告について」	6足教子指発第1056号通知
24	令和5年3月13日4足教子指発第1600号「睡眠時の観察について」	4足教子指発第1600号通知
25	令和7年3月25日6足教子幼発第4426号「保育施設における事故等の連絡について」	6足教子幼発第4426号通知
26	令和8年3月24日7足教子幼発第4420号「保育施設における事故等の連絡について」	7足教子幼発第4420号通知
27	令和4年10月5日4足教子指発第787号「緊急時(けいれん・頭部打撲)の対応について」	4足教子指発第787号通知

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況 (1) 保育内容</p>	<p>小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容が工夫されていること。(支援法施行規則)</p> <p>小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。(支援法施行規則)</p> <p>必要な遊具、保育用品等が備えられていること。(支援法施行規則)</p> <p>小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。(以下省略)(支援法施行規則)</p> <p>【役割】 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。(保育所保育指針)</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 支援法第2条 (2) 支援法施行規則第1章第1条1二(1)、(4)、(5)、(6) (3) 保育所保育指針第1章、第2章 (4) 実施細目6</p>	<p>(1) 保育の内容が適切ではない。 (2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育</p>	<p>特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。(支援法)</p> <p>小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。(支援法施行規則)</p> <p>保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育する。(以下省略)(保育所保育指針)</p>	<p>1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。</p>	<p>(1) 支援法第33条6 (2) 支援法施行規則第1章第1条1二(6)、(8) (3) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア)②、③ (4) 実施細目6</p>	<p>(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>イ 虐待等の行為</p>	<p>小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。(以下省略)(支援法施行規則)</p> <p>小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。(支援法施行規則)</p>	<p>1 子ども一人一人の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1二(6)、(8) (2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア (3) 児童福祉法第33の10 (4) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (5) 実施細目6 (6) 7福祉子保第2951号通知</p>	<p>(1) 子ども一人一人の心身に有害な影響を与える行為をしている。</p>	<p>C</p>

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>				
(3) 整備すべき帳簿	<p>小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。(支援法施行規則)</p> <p>職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。(支援法施行規則)</p> <p>特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。(区運営基準条例)</p>	<p>1 保育日誌等を作成しているか。 【記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供した日にち</li> <li>・ 提供した時間帯</li> <li>・ 記録者名</li> <li>・ 支援の具体的な内容(子どもが活動する姿を通した記録内容)等</li> </ul> <p>2 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>3 児童票を作成しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1ニ(3)、へ(26)</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p> <p>(3) 区運営基準条例第54条、第61条2</p> <p>(4) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(5) 実施細目6</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(26)</p> <p>(2) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条へ(26)</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p> <p>(3) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(4) 実施細目6</p>	<p>(1) 保育日誌等を作成していない。</p> <p>(2) 保育日誌等の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童出欠簿を作成していない。</p> <p>(2) 児童出欠簿の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。</p> <p>(2) 児童票の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(4) 保護者とのコミュニケーション	<p>1 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等適切に対応されていること。(支援法施行規則)</p> <p>2 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。(支援法施行規則)</p>	<p>1 保護者への支援・相談・連絡の対応ができていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者と保育者の間で連絡帳等様々な機会を活用した子どもに関する情報の共有があるか。</li> <li>・ 面談や保護者会等、また、アンケートや意見箱等の保護者の意見を聞く機会等を設けているか。</li> <li>・ 保護者や入所希望者等から要望があった場合には保育参観や施設見学等に応じているか。</li> </ul> <p>1 緊急時の連絡体制は十分か。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1ニ(10)、(12)</p> <p>(2) 保育所保育指針第2章1(3)エ、第3章1(3)ア、イ、ウ、第4章1、2</p> <p>(3) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(4) 実施細目6(1)エ</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1ニ(11)</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(1)イ、(3)ア、4(2)ウ</p> <p>(3) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(4) 実施細目6(1)エ</p>	<p>(1) 保護者への支援・相談・連絡の対応ができていない。</p> <p>(2) 保護者への支援・相談・連絡の対応が不十分である。</p> <p>(3) 保護者や入所希望者等の要望に応じていない。</p> <p>(1) 保護者と緊急時の連絡体制が整備されていない。</p> <p>(2) 保護者と緊急時の連絡体制が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の提供の状況 (1) 献立の作成業務 ア 献立の作成	<p>調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等の状態を含む。)等に配慮した食事内容とされていること。(支援法施行規則)</p> <p>調理は、認証保育所又は設置者があらかじめ作成した献立に従うことを原則とし、献立内容に変更があった場合は、その内容を記録すること。(実施細目)</p>	1 献立表を適切に作成しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条1ホ(2)、(3) (2) 実施要綱12(4)、別紙2 (3) 実施細目6(2)エ	(1) 献立表を適切に作成していない。	C
イ 献立の内容	<p>小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等の状態を含む。)等に配慮した食事内容とされていること。(支援法施行規則)</p> <p>給食は認証保育所で調理されたもので、できる限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を有するものであること。(実施細目)</p>	1 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。  2 その他献立内容に問題がないか。 ・ 既製品(インスタント食品、市販の調理済み製品等)の使用が随所に見られるか。 ・ おやつが甘味品・菓子類に偏っていないか。等	(1) 支援法施行規則第1章第1条1ホ(2) (2) 保育所保育指針第3章2(1)イ (3) 子母発0331第1号通知 (4) 実施細目6(2)イ、ウ  (1) 支援法施行規則第1章第1条1ホ(2) (2) 実施細目6(2)イ、ウ	(1) 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっていない。  (1) その他献立内容に問題がある。	B  B
(2) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	<p>調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。(支援法施行規則)</p>	1 合理的な理由の場合を除き、あらかじめ作成された献立に従って調理しているか。 【合理的な理由の具体的事例】 ・ 感染症発生に伴う保健所の指示 ・ 調理室の改築・修繕等 ・ 非常災害等で給食提供が不可能 等	(1) 支援法施行規則第1章第1条1ホ(3) (2) 実施要綱12(4)、別紙2 (3) 実施細目6(2)エ	(1) 合理的な理由なくあらかじめ作成された献立に従って調理していない。	C
イ 子どもの状況に応じた配慮	<p>健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。(保育所保育指針)</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活管理指導表等により、保護者と情報共有する。</li> <li>生活管理指導表等に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。</li> <li>誤食事故は注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。</li> </ul> <p>参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月 厚生労働省)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)、「食物アレルギー対応ガイドブック」(令和3年12月 東京都福祉保健局)</p>	1 子どもの状況に応じた配慮をしているか。 ・ 家庭で喫食経験のある食品を提供しているか。 ・ 乳児に(授乳、離乳食の提供等)配慮しているか。 ・ 体調不良等へ配慮しているか。 ・ 障がいに応じた配慮をしているか。 ・ 食材の形状と種類に配慮しているか。等  2 食物アレルギー等への対応を適切に行っているか。 ・ 生活管理指導表等に基づいたアレルギー対応献立があるか。等	(1) 支援法施行規則第1章第1条1ホ(2) (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)③、(ウ)②、2(2)ア(イ)④、(ウ)②、第3章2(2)ウ (3) 実施細目6  (1) 支援法施行規則第1章第1条1ホ(2) (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ)②、ウ②、第3章1(3)ウ (3) 実施細目6	(1) 子どもの状況に応じた配慮をしていない。  (2) 子どもの状況に応じた配慮が不十分である。  (1) 食物アレルギー等の対応を適切に行っていない。  (2) 食物アレルギー等の対応が不十分である。	C  B  C  B

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。(支援法施行規則)  給食(主食、副食及び間食)を毎日適切に提供すること。(実施細目)	1 合理的な理由なく、給食を中止していないか。 【合理的な理由の具体的事例】 ・ 感染症発生に伴う保健所の指示 ・ 調理室の改築・修繕等 ・ 非常災害等で給食提供が不可能 等	(1) 支援法施行規則第1章第1条1ホ(3) (2) 実施細目6(2)ア	(1) 合理的な理由なく、給食を中止している。	C
(3) 衛生管理 ア 検便	1 調理に携わる職員の検便がおおむね一月に一回実施されていること。(支援法施行規則)  事業者は、事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない。(労働安全衛生規則)	1 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っているか。 【検査必須項目】 「赤痢」「サルモネラ」「0157」(厚生省指定第3種感染症) 【検査期間】 ・ 雇入れ前 ・ 月1回以上 ・ 調理従事者及び調乳担当への配置換え時 ・ 育休、病休等の復職時(雇入れ前に準ずる)	(1) 支援法施行規則第1章第1条1ヘ(5) (2) 労働安全衛生規則第47条 (3) 社援施第65号通知・生食発0616第1号通知 (4) 実施要綱12(4)、別紙2 (5) 実施細目6(4)エ	(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。  (2) その他不十分な事項がある。	C  B
	2 事業者は、第47条の健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しなければならない。(一部省略)(労働安全衛生規則)  施設に備える書類 認証保育所には別紙2に定める書類を整備し、備え付けておかなければならない。(実施要綱)	1 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 労働安全衛生規則第51条 (2) 実施要綱12(4)、別紙2	(1) 検査結果を適切に保管していない。	A
イ 調理従事者、調乳担当者の健康チェック及び調理室等の点検	1 調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録すること。  調理従事者等は下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。(社援施第65号通知・生食発0616号通知)	1 調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態の結果を記録しているか。 【健康チェック項目】 ・ 下痢 ・ 嘔吐 ・ 発熱 ・ 手指等の化膿創 等	(1) 社援施第65号通知・生食発0616第1号通知 (2) 実施要綱12(4)、別紙2 (3) 実施細目6(4)エ	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行い、記録していない。	A
	2 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。(支援法施行規則)  施設の責任者は、衛生管理者に別紙(調理施設の)点検表に基づく点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認すること。(以下省略)(社援施第65号通知・生食発0616号通知)	1 調理室等、食材等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条1ホ(1) (2) 社援施第65号通知・生食発0616第1号通知 (3) 実施要綱12(4)、別紙2 (4) 実施細目6(4)オ	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。  (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C  A

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 健康・安全の状況 (1) 児童健康診断	<p>継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び一年に二回実施されていること。(支援法施行規則)</p> <p>子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 入所前の健康診断を実施しているか。</p> <p>2 年度内に2回の健康診断を実施しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1<sup>へ</sup>(3)</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(2)イ</p> <p>(3) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(4) 実施細目6(3)</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1<sup>へ</sup>(3)</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(2)イ</p> <p>(3) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(4) 実施細目6(3)</p>	<p>(1) 入所前の健康診断を実施していない。</p> <p>(1) 年度内に2回の健康診断を実施していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(2) 健康状態の把握	<p>1 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。(保育所保育指針)</p> <p>2 身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 日々の健康状態を観察しているか。</p> <p>1 身長、体重等の測定を毎月行っているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1<sup>へ</sup>(1)</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ) ①、第3章1(1)イ</p> <p>(3) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(4) 実施細目6(1)</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1<sup>へ</sup>(2)</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(1)ア</p> <p>(3) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(4) 実施細目6(1)ア</p>	<p>(1) 日々の健康状態を観察していない。</p> <p>(1) 身長、体重等の測定を全く行っていない。</p> <p>(2) 身長、体重等の測定を毎月行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(3) 虐待等への対応	<p>1 小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。(支援法施行規則)</p> <p>学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。(一部省略)(児童虐待の防止等に関する法律)</p> <p>2 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関(嘱託医、児童相談所、こども支援センター、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所(こども支援センターげんき)に通告し、適切な対応を図ること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握しているか。</p> <p>1 不登園等、虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1<sup>ニ</sup>(9)</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(1)ウ</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律第5条</p> <p>(4) 実施細目6(1)</p> <p>(5) 7福祉子保第2951号通知</p> <p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1<sup>ニ</sup>(9)</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)</p> <p>(3) 児童福祉法第25条</p> <p>(4) 児童虐待の防止等に関する法律第6条</p> <p>(5) 実施細目6</p> <p>(6) 7福祉子保第2951号通知</p>	<p>(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握していない。</p> <p>(1) 虐待が疑われる場合等に適切に対応していない。</p> <p>(2) 関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 感染症	<p>1 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。(支援法施行規則)</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 感染症の予防及びまん延防止対策を行っているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1へ(7) (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 実施細目6</p>	<p>(1) 感染症予防及びまん延防止対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防及びまん延防止対策が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>2 腸内細菌検査(検便)で陽性が判明したら通知に従って区へ報告する。(5足教子指発第1276号通知)</p> <p>施設の感染状況を把握し、保健所と迅速な連携をとるため、感染症等で欠席・欠勤した園児・職員がいる場合、通知に従って区へ報告をする。(6足教子指発第1056号通知)</p>	<p>1 以下の感染症の発生及び腸内細菌検査(検便)の陽性判明時には、速やかに区へ報告をしているか。 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・胃腸炎・麻疹・風しん・百日咳・結核・腸チフス・パラチフス・細菌性赤痢 等</p>	<p>(1) 雇児発第0222001号通知 (2) 5足教子指発第1276号通知 (3) 6足教子指発第774号通知 (4) 6足教子指発第1056号通知</p>	<p>(1) 区への報告・連携が行われていない。</p>	<p>A</p>
(5) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>満一歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。(支援法施行規則)</p> <p>乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。(保育所保育指針)</p> <p>【乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児は仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)。</li> <li>乳児のチェックは、必ず一人一人の体に触れて睡眠状態を確認する。 ※器機の使用の有無にかかわらず、必ず子どものそばに行ってチェックを行う。</li> <li>1歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間(新入園児等)は、必ず仰向けに寝かせる。</li> <li>職員は睡眠中の子どものそばを離れない。</li> <li>照明は、子どもの顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。</li> <li>職員から死角になる場所に子どもを寝かせない。 等</li> </ul> <p>(4足教子指発第1600号通知)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児の仰向け寝を徹底しているか。</li> <li>1歳児以上でも、状況を把握できるまでの間は、仰向けに寝かせているか。</li> <li>職員がそばで見守っているか。</li> <li>睡眠時の乳幼児の顔色が観察できる明るさか。 等</li> </ul> <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別にチェックしているか。</li> <li>定期的に睡眠チェックを行っているか。</li> <li>0歳児は5分に1回 1～2歳児は10分に1回 が望ましい。</li> <li>その都度記録しているか。 等</li> </ul>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1へ(8)、(9)、(10) (2) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、3(2)ア、イ (3) 実施細目6 (4) 5福祉子保第3004号通知 (5) 4足教子指発第1600号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>【乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児は仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)。</li> <li>乳児のチェックは、必ず一人一人の体に触れて睡眠状態を確認する。 ※器機の使用の有無にかかわらず、必ず子どものそばに行ってチェックを行う。</li> <li>1歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間(新入園児等)は、必ず仰向けに寝かせる。</li> <li>職員は睡眠中の子どものそばを離れない。</li> <li>照明は、子どもの顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。</li> <li>職員から死角になる場所に子どもを寝かせない。 等</li> </ul> <p>(4足教子指発第1600号通知)</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1へ(8) (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 実施細目6 (4) 5福祉子保第3004号通知 (5) 4足教子指発第1600号通知</p>	<p>(1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C B</p>	
(6) 子どもの安全確保 ア 事故防止	<p>1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域との関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。(保育所保育指針)</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの事故防止に配慮しているか。</li> <li>事故防止及び発生時対応の各種ガイドライン及びマニュアルを作成しているか。</li> <li>事故防止及び発生時対応の各種ガイドライン及びマニュアルを定期的に職員と共有しているか。 等</li> </ul>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1へ(11)、(14) (2) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (3) 実施細目6</p>	<p>(1) 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていない。 (2) 子どもの安全確保に配慮した保育の実施が不十分である。 (3) 各種ガイドライン及びマニュアル等を職員と共有していない。</p>	<p>C B B</p>

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>◎ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。</p> <p>日常的な点検 施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	<p>◎ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1㍗(11)、(14) (2) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第3章3(2) (3) 実施細目6(4)イ</p>	<p>(1) 窒息の可能性のある玩具等について定期的に点検していない。 (2) 窒息の可能性のある玩具等について定期的な点検が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ 職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。</p> <p>◎ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	<p>◎ 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1㍗(11)、(14) (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 実施細目6</p>	<p>(1) 窒息のリスクとなる食べ物の提供に配慮していない。 (2) 窒息のリスクとなる食べ物の提供に配慮が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</p> <p>参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>◎ 散歩コースの追加がある場合等で、安全点検を実施していない経路がある場合は、施設等において確実に安全点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所(例:見通しが悪い場所、交通量の多い交差点等)については、経路の見直し等の対策を講じること。</p> <p>参考「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」(令和6年6月14日付こども家庭庁成育局安全対策課・こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)</p>	<p>◎ 園外保育に関する体制や配慮は十分か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散歩の経路を可視化し、交通量や危険箇所の点検を行っているか。</li> <li>・ 連絡体制が確保されているか。</li> <li>・ 園外保育時に十分な職員体制で対応しているか。</li> <li>・ 出発時、目的地到着時、目的地出発時、帰園時等必要に応じて人数確認を行い、迷子や置き去りの防止を行っているか。</li> <li>・ 園外保育届を作成しているか。等</li> </ul>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1㍗(11)、(14) (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号通知 (4) 実施細目6</p>	<p>(1) 園外保育に関する体制や配慮が整っていない。 (2) 園外保育に関する体制や配慮が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置するとともに、それぞれの役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。(府子本第679号通知)</p>	<p>◎ プール活動・水遊び等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1㍗(11)、(14) (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 府子本第679号通知 (4) 実施細目6</p>	<p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。</p>	<p>C B</p>

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 (保育所の通所時における安全確保) ・ 児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。 ・ ファミリー・サポートセンターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。 (雇児総発第402号通知[別添-2]1)	1 子どもの登降園は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っているか。	(1) 雇児総発第402号通知	(1) 子どもの登降園時に保護者等の責任ある人であるかを確認していない。	A
	3 小学校就学前子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行き交っているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。(支援法施行規則)	1 自動車への乗降重の際に、子どもの所在を確認しているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条1へ(16)	(1) 自動車への乗降重の際に、子どもの所在確認をしていない。  (2) 自動車への乗降重の際に、子どもの所在確認が不十分である。	C  B
イ 損害賠償保険	賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。(支援法施行規則)	1 損害賠償に対する策を講じているか。	(1) 支援法施行規則第1章第1条1へ(19) (2) 実施要綱12(4)、別紙2	(1) 損害賠償に対する策を講じていない。	C
(7) 事故発生時の対応	1 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。(支援法施行規則)  保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。(保育所保育指針)	1 事故が発生した場合に、適切に対応しているか。 ・ 事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。 【記録内容】 事故の発生状況、保護者への連絡時刻、保護者への連絡内容、保護者の反応、受診時刻、完治までの経過、完治(終了)日、再発防止策、施設長の確認印またはサイン等	(1) 支援法施行規則第1章第1条1へ (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア (3) こ成安第45号通知 (4) 実施要綱12(4)、別紙2 (5) 実施細目6 (6) 6福祉子保第5649号通知	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。  (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C  B

認証保育所 保育内容

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十一条の二において「指定都市」という。))若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。)に報告する体制がとられていること。(支援法施行規則)</p> <p>以下の事件事故が発覚した場合は所管課に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首から上の怪我や、病院で受診するような怪我や病気</li> <li>・ 救急搬送を要請した事案</li> <li>・ 食物アレルギー事故</li> <li>・ 離乳食や乳幼児食の誤食(園での未食食材を含む)、誤食、窒息(なりかけた場合を含む)、異物混入、賞味期限切れ・消費期限切れ食品の提供</li> <li>・ 玩具等の誤飲、窒息(なりかけた場合を含む)</li> <li>・ 誤与薬・与薬もれ等</li> <li>・ 見失い、置き去り、閉じ込め、連れ去り等の発生(発生しかけた場合も含む)</li> <li>・ 個人情報の紛失、盗難、漏洩等</li> <li>・ 警察に通報した事案</li> <li>・ 虐待や不適切保育の発生(疑いがあると判断した場合も含む)</li> <li>・ 園や職員の過失による、保護者とのトラブルに発展する可能性がある事件・事故</li> </ul> <p>※ 保育中以外の園児の死亡事故や警察へ通報した事案を含む(7足教子幼発第4420号通知)</p>	<p>1 報告対象となる事故を所管課に速やかに報告しているか。</p> <p>【報告の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 首から上の怪我や、病院で受診するような怪我や病気</li> <li>② 救急搬送を要請した事案</li> <li>③ 食物アレルギー事故</li> <li>④ 離乳食や乳幼児食の誤食(園での未食食材を含む)、誤食、窒息(なりかけた場合を含む)、異物混入、賞味期限切れ・消費期限切れ食品の提供</li> <li>⑤ 玩具等の誤飲、窒息(なりかけた場合を含む)</li> <li>⑥ 誤与薬・与薬もれ等</li> <li>⑦ 見失い、置き去り、閉じ込め、連れ去り等の発生(発生しかけた場合も含む)</li> <li>⑧ 個人情報の紛失、盗難、漏洩等</li> <li>⑨ 警察に通報した事案</li> <li>⑩ 虐待や不適切保育の発生(疑いがあると判断した場合も含む)</li> <li>⑪ 園や職員の過失による、保護者とのトラブルに発展する可能性がある事件・事故</li> </ol> <p>※ 保育中以外の園児の死亡事故や警察へ通報した事案を含む</p>	<p>(1) 支援法施行規則第1章第1条1へ(20)</p> <p>(2) こ成安第44号通知</p> <p>(3) 6福祉子保第5649号通知</p> <p>(4) 7福祉子保第2951号通知</p> <p>(5) 6足教子幼発第4426号通知</p> <p>(6) 7足教子幼発第4420号通知</p> <p>(7) 4足教子指発第787号通知</p>	<p>(1) 事故報告が行われていない。</p> <p>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>



# 会 計 経 理 編

## 目 次

1 会計記録の整備 .....	1
2 施設等利用費等の適正使用 .....	1
3 利用料及び特定費用の額の受領 .....	1
4 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書等の交付 .....	2

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
3	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
4	令和元年11月27日府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」	指導監査指針
5	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱
6	昭和50年4月1日規則第6号「足立区補助金等交付事務規則」	区補助金交付規則
7	足立区認証保育所運営費等補助要綱(令和6年4月1日最終改正)	区運営費補助要綱
8	足立区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱(令和6年4月1日最終改正)	区キャリアアップ交付要綱
9	足立区保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領(令和4年4月1日最終改正)	区財務情報等公表要領



認証保育所 会計経理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計記録の整備	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>&lt;東京都認証保育所が備える会計に関する諸記録&gt;</p> <p>① 経理規程 ② 予算関係書類 ③ 証憑書類(契約書、請求書、領収書等) ④ 経理帳簿類 ⑤ 決算関係書類</p> <p>2 区財務情報等公表要領別表第1に掲げる事業の補助金の交付を受ける法人等は、当該施設又は事業の財務情報等に関し、区財務情報等公表要領別表第1の公表する内容欄に定める様式を作成し、速やかに利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、当該施設又は事業の全ての職員に対し、その内容を周知しなければならない。</p>	<p>1 会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>1 区保育士等キャリアアップ補助金に係る財務情報公表様式を利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、職員に周知しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第61条1 (2) 指導監査指針3(1)、(別添1)5(2)②アV (3) 実施要綱12(4)、別紙2</p> <p>(1) 区キャリアアップ交付要綱第5条(3) (2) 区財務情報等公表要領第3条</p>	<p>(1) 会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>(2) 会計に関する諸記録を一部整備していない。</p> <p>(1) 財務情報公表様式を掲示していない、又は職員に周知していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>A</p>
2 施設等利用費等の適正使用	<p>1 区は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用(支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。))に係るものを除く。以下「利用料」という。)について、施設等利用費を支給する。</p> <p>2 区教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、区補助事業の当該取消しに係る部分について既に区補助金の支払いを行っていたときは、東京都認証保育所の設置者に対し、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。</p> <p>① 交付の申請に誤りのあったとき ② 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき ③ 補助金を他の目的に使用したとき ④ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき ⑤ 認証が廃止、休止又は取消しとなったとき ⑥ その他区教育委員会が補助金の返還を必要と認めたとき</p>	<p>1 施設等利用費等を適正に使用しているか。</p> <p>2 偽りその他不正の手段により施設等利用費等の支払いを受けていないか。</p> <p>1 偽りその他不正の手段により区補助金の交付を受けていないか。</p> <p>2 区補助金を他の目的に使用していないか。</p> <p>3 区補助金の交付の内容又はこれに付した条件に違反していないか。</p> <p>4 個人のポイントカード、クレジットカード、電子マネー等を使用していないか。</p>	<p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16</p> <p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16</p> <p>(1) 区補助金交付規則第12条、第17条 (2) 区運営費補助要綱第6条及び別記補助条件並びに第11条</p> <p>(1) 区補助金交付規則第12条、第17条 (2) 区運営費補助要綱第6条及び別記補助条件並びに第11条</p> <p>(1) 区補助金交付規則第12条、第17条 (2) 区運営費補助要綱第6条及び別記補助条件並びに第11条</p>	<p>(1) 施設等利用費等を適正に使用していない。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により施設等利用費等の支払いを受けている。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により区補助金の交付を受けている。</p> <p>(1) 区補助金を他の目的に使用している。</p> <p>(1) 区補助金の交付の内容又はこれに付した条件に違反している。</p> <p>(1) 個人のポイントカード、クレジットカード、電子マネー等を使用している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>
3 利用料及び特定費用の額の受領	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から支援法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>また、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について、書面又は当該書面に係る電磁的記録により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>1 利用料又は特定費用の支払いを求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに理由を施設等利用給付認定保護者に対して書面等により説明し、同意を得ているか。</p>	<p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16 (3) 区運営基準条例第55条、第57条、第62条1</p>	<p>(1) 利用料等の支払を求める書面等を作成していない。</p> <p>(2) 利用料等の支払を求める書面等を一部作成していない。</p> <p>(3) 利用料等の支払を求める書面等の内容に不備がある。</p> <p>(4) 施設等利用給付認定保護者から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>

認証保育所 会計経理

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>4 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書等の交付</p>	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。 この場合において、当該領収証は、利用料の額から支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用料の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。 ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>&lt;領収証に記載する事項(例)&gt;</p> <p>① 日付 ② 支払を行った保護者名 ③ 金額 ④ 支払の目的となった事項 ⑤ 支払を受けた特定子ども・子育て支援提供者名</p> <p>※ 領収証は保護者からの支払に係る証憑書類であることから、保護者に交付した領収証の控を保管する、徴収簿を作成して当該支払について管理する等の方法により、当該支払に係る証憑が保護者及び特定子ども施設指導・支援提供者の双方に残る措置を講じること。</p> <p>※ 集金袋を使用する場合にあっては、保護者へ集金袋を年度末に返還する又は領収証を別途交付するとともに、集金袋の写を保管する又は徴収簿を作成して当該支払について管理する等の対応を取ること。</p> <p>※ 支払が口座振替、クレジットカード、電子マネー等の現金を使用しない方法により行われ、当該支払に係る内容が保護者及び特定子ども施設指導・支援提供者の双方で確認できる場合にあっては、領収証の交付は省略して差し支えない。</p> <p>2 支援法第30条の11第3項の規定により区から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用料の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用料の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用料の額を通知しなければならない。</p>	<p>1 施設等利用給付認定保護者に対して現金で受領した場合に領収証(受領印を押し集金袋等)を交付しているか。</p> <p>2 施設等利用給付認定保護者に対して交付した領収証(受領印を押し集金袋等)に費用を区分して記載しているか。</p> <p>1 施設等利用給付認定保護者に対して特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。</p>	<p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16 (3) 区運営基準条例第56条、第57条</p> <p>(1) 支援法第30条の11第1項 (2) 支援法施行規則第28条の16 (3) 区運営基準条例第56条、第57条</p> <p>(1) 区運営基準条例第56条、第57条</p>	<p>(1) 施設等利用給付認定保護者に対して領収証(受領印を押し集金袋等)を交付していない。 (2) 施設等利用給付認定保護者に対して領収証(受領印を押し集金袋等)を一部交付していない。</p> <p>(1) 施設等利用給付認定保護者に対して交付した領収証(受領印を押し集金袋等)に費用を区分して記載していない。</p> <p>(1) 施設等利用給付認定保護者に対して特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 施設等利用給付認定保護者に対して特定子ども・子育て支援提供証明書を一部交付していない。 (3) 施設等利用給付認定保護者に対して交付した特定子ども・子育て支援提供証明書の内容に不備がある。</p>	<p>C B B</p> <p>C B B</p>